

第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年8月4日（月曜日）午後3時45分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1－4－1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。
専門部会委員として最初の専門部会ですので部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、令和7年7月30日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきまして、本日、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の西田委員がご欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
 - (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
 - (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
 - (4) 今後の審議の進め方について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) その他
- でございます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、審議に入ります前に政木労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木部長

先ほどは本審の開催にあたりまして長時間お疲れさまでございました。

本審議会におきましてもお話ししました通り、まだ目安が出ていないという大変異例な状況でございます。ここ数年ですが、岡山県では30円、40円、50円と、物価上昇に伴いまして引上げ額も大きくなっております。中賃におきましても、このあたりを踏まえて検討が長引いているものと思います。おそらく本日中には中賃の答申が出されるのではないかと考えております。答申が出され次第、資料につきましても皆様方にお示しし、審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

中本指導官

それではこれより議事に移ります。室長、よろしくお願いいたします。

黒田室長

議事に移らせていただきます。

議題「(1) 部会長、部会長代理の選任」につきまして、例年どお

り公益委員の方々の互選で選任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

黒田室長 それでは、公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていておりますので、その結果を私から発表させていただきます。

 部会長は片山委員です。

 部会長代理は長谷川委員です。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

黒田室長 初めに片山部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

片山部会長 部会長の片山です。よろしくお願いいたします。

 本日はお疲れのことと思いますので、さっそく議事に入り、進行させていただきます。

 議題に入る前に、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆様の忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

 次に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思います。

 岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされていますので、部会長の私と、労側は西崎委員、使側は西谷委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

片山部会長 では、議題(2)に入らせていただきます。

 議題「(2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」は、本日、第514回本審において説明と意見発表がございましたので、専門部会では改めて説明等は行わないこととします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

片山部会長

次に、議題（３）の「岡山県の生活保護と最低賃金について」、事務局より説明してください。

黒田室長

本日は、目安小委員会報告がまだ取りまとめられていない状況で、引上げ額の目安など伝達ができておりません。

しかし、生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃第２回目安小委員会で資料が示されております。資料№.１と№.２をご覧ください。資料№.１が岡山県の生活保護費と最低賃金について、資料№.２が生活保護と最低賃金について、全国をグラフ化したものです。グラフには岡山の数値を入れております。

岡山県の生活保護と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を基にご説明いたします。専門部会の資料№.１として準備しております「岡山県の生活保護と最低賃金について（令和５年度データに基づく比較）」をご覧ください。

生活保護との比較には、令和６年１０月２日発効の岡山県最低賃金 982 円を基にしております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19 歳の単身世帯者とし、対象年度は令和５年度です。

令和５年度の生活保護は、生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 100,705 円となっております。

最低賃金の生活保護に係る整合性についてですが、令和６年１０月２日発効の岡山県最低賃金 982 円の１箇月の換算額は、下段（注）のところを見ていただきたいのですが、岡山県最低賃金 982 円に１箇月平均法定労働時間数の 173.8 時間を乗じ、可処分所得の総所得に対する比率 0.807 を乗じた金額 137,732 円となります。先ほどの生活扶助基準 100,705 円と比較すると、岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料№.２として都道府県別の比較表を用意しています。最初の折れ線グラフは令和５年度の生活保護と令和５年度の最低賃金で比較したものになっております。２枚目の折れ線グラフは令和５年度の生活保護と令和６年度の最低賃金で比較したグラフです。

最後のページは、47 都道府県について、最新の乖離額を示すとともに、その乖離額の変動について分析されたものです。列Ｃの額は、２ページのグラフでお示した乖離額を時間額に換算したものです。マイナスは、最低賃金額が生活保護水準を上回っていることを示しています。

審議の参考としてください。

片山部会長

ただ今の説明について何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 それでは、岡山県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことを確認いたします。

片山部会長 次の議題「(4) 今後の審議の進め方について」ですが、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたします。

金額審議に際しては、中賃の目安答申を踏まえ、労働者の生計費、労働者の賃金水準、通常の事業の賃金支払能力、この3点を総合的に考慮して、さらに、諮問文にありますように、「経済財政運営と改革の基本方針2025」などへの配意、及び県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて改正決定に向けて今後の審議に臨みたいと思います。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(同意する声あり)

片山部会長 現在、目安小委員会の報告は伝達前となりますが、資料が入手出来次第事務局より各委員の皆様へ提供していただき、次回専門部会では、まず本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方をお聞かせいただいた後、可能であれば具体的な金額提示をお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(同意する声あり)

片山部会長 次回以降の専門部会の審議も、公労使三者が揃う場面については公開といたします。ただし議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要がありますので非公開といたします。

次に、議題「(5) 今後の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

黒田室長 今後の審議日程についてですが、今回を含めまして4回、ないし5回を予定させていただいております。2回目を8月6日水曜日、3回目を8月8日金曜日、4回目を8月19日火曜日、5回目が必要となった場合は、8月20日水曜日で予定させていただいております。本日予定しておりました引上げ額の目安の伝達は、次回の8月6日水曜日の専門部会前に開催します第515回本審において報告

させていただくこととなります。お忙しいなか申し訳ありませんが、開始時間が前後することもございますが、日程等調整の上ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

片山部会長 ただ今の説明について、何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 次に議題（６）「その他」について、事務局から何かありますか。

黒田室長 ただいま中賃の状況を確認いたしましたが、目安のとりまとめはまだのようでございます。
 その他は特にございません。

片山部会長 他に委員の皆様から何かありますか。
 それでは、これをもちまして第１回岡山県最低賃金専門部会を終わります。
 今回は８月６日水曜日、本審終了後の開催となります。場所は本日と同じ２階共用会議室Ａで開催します。
 第５１５回本審に引き続いての開催となりますので、開始時間が前後する可能性もありますが、ご了承いただきたいと思います。万が一中止となる場合は、事務局より改めて連絡をお願いいたします。
 皆様、お疲れさまでした。